

永住許可に関するガイドライン案及び永住者の在留資格の取消しに関するガイドライン案に反対する声明

2026年9月3日

在日コリアン弁護士協会

代表 弁護士 宋 惠 燕

1 2026年8月4日、出入国在留管理庁は、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第22条が定める永住許可の要件にかかる新たな「永住許可に関するガイドライン案」（以下「永住許可ガイドライン案」という）と改定入管法第22条の4が定める新たな在留資格取消事由にかかる「永住者の在留資格取消しに関するガイドライン案」（以下「永住取消ガイドライン案」という）を公表した。

2 永住許可ガイドライン案は、永住許可は法務大臣の裁量権に基づく判断であり、その裁量は「極めて広範」と明記し、在留資格は、権利に基づかずに一定の利益を付与する性格であると位置づけた上で、入管法第22条が定める永住許可の要件（素行善良要件、独立生計要件、国益要件）について以下の通り厳格化する方針を示している。

まず、独立生計要件については、世帯年収が、世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入を上回る水準に継続して達していることを考慮要素とした。さらに、将来の受給見込額が、上記の年収水準で30年間厚生年金に加入した場合の水準に達しているかについても考慮要素としている。

そして、国益要件について、国益に合するものと認められるためには、単に国益に反しないという消極的なものにとどまらず、積極的かつ具体的に当該外国人の永住が日本国に利益をもたらす必要とした。加えて、これまで要件となっていなかつ

た日本語能力の熟達度を求め「日本語教育の参照枠」における B 1 相当レベル以上の日本語能力を求めている。

さらには、永住許可ガイドライン案の適用については、改定前にされた申請にまで遡って適用するとしている。

以上のような永住要件の厳格化は、従来であれば永住権を取得できた外国籍住民の法的地位と生活を脅かすものである。

3 この点、自由権規約第 12 条第 4 項は、何人も自国に戻る権利を恣意的に奪われないと定める。ここにいう「自国」は、国籍国に限られず、当該国との間の「密接かつ永続的な関係」がある場合には、当該国に在留し、再入国できる権利が認められるものである。自由権規約委員会の一般的意見 27 において、同項の「自国」は「国籍国」よりも広い概念であって、当該国との間に特別のつながりを有する者を含むものであることが明らかにされている。また、自由権規約委員会は、自由権規約第一選択議定書に基づく個人通報事件において、「密接かつ永続的な関係」の有無については、在留期間の長さ、個人的及び家族的つながりの緊密さ、在留の目的並びに他国に同種のつながりを有しないことを考慮要素とすべきとする基準を示している (Nystrom v. Australia, Communication No. 1557/2007, Views of 18 July 2011)。

日本は自由権規約第 12 条第 4 項について留保を付すことなく批准しており、国内法的効力を生じているから、日本と「密接かつ永続的な関係」を有している外国人に対しては、同項に基づく在留権と再入国権が認められる。したがって、このような外国人に対しては、永住許可は羈束的に付与されなければならないのであり、法務大臣に「極めて広範」な裁量があるということとはできないのである。それにもかかわらず、永住許可ガイドライン案は、適用対象となる外国籍住民について、日本と「密接かつ永続的な関係」を有し、自由権規約第 12 条第 4 項に基づく在留権と再入国権が認められる者であるかの区分判断を行うことなく、全ての外国籍住民

に国際人権条約に基づく在留権と再入国権が認められないことを前提とした内容となっているものであって、自由権規約に違反する重大な違法があるものと指摘せざるを得ない。

とりわけ、日本においては、国籍法が父母両系血統主義を採用し（第2条第1号）、出生地主義は無国籍の発生を防止する限度で補充的に採用されているにすぎない（同条第3号）。そのため、日本で生まれ、日本で育ち、日本以外に密接なつながりを有する国を持たない者であっても、その父母が日本国籍を有しない限り、世代を重ねてもなお日本国籍を取得することはできないという構造的な問題が存在する。6世に至っても未だ日本国籍を取得できない者が多数存在する在日コリアンは、その最も典型的な例である。このような人々にとって、日本が自由権規約第12条第4項にいう「自国」であることはあまりに明らかであるから、永住許可要件を厳格化する永住許可ガイドラインを策定するにあたっては、このような外国籍住民に対する不当な権利侵害が生じないように、比例原則に基づく慎重な検討を行うことが、自由権規約上も要請される。しかしながら、永住許可ガイドライン案には、このような検討を行うための考慮要素は一切示されていないのであり、このような欠陥のあるガイドラインを適用して永住許可要件を審査することとなれば、自由権規約違反の違法な行政処分が頻発することが容易に想定されるのである。

4 永住取消ガイドライン案については、永住資格取消し対象となる入管法上の義務違反に関して、在留カードの不携帯や更新懈怠等の軽微な義務違反もこれに該当するものとした上で、「正当な理由」がある場合には取り消すことはしないという基準が示された。

このようなガイドライン案は、在日コリアンが経験した、差別的な指紋押捺制度に反対し、外国人登録法上の義務とされていた指紋押捺を拒否したことを理由として、再入国許可が認められず、海外渡航が不可能となったり、再入国許可のないまま出国したことにより協定永住権を喪失させられるという著しい人権侵害が繰り返

された過去を想起させるものである。

そして、上記のとおり、すでに永住許可を得て、安定的に日本において生活の基盤を築いてきた外国籍住民については、日本が自由権規約第12条第4項にいう

「自国」であることがより一層明白なのであるから、永住資格の取消については、自由権規約第12条第4項により保障される在留権や再入国権を侵害することのないよう、比例原則に基づく慎重な検討を行うことが、自由権規約上もより一層強く要請される。それにもかかわらず、永住取消ガイドライン案には、「当該事情に至った経緯や、履行できなかった義務の内容によって個別に判断される」と抽象的に記載されているだけで、そのような検討を行うための具体的な考慮要素は一切示されておらず、このような欠陥のあるガイドラインを適用して永住取消を審査することとなれば、自由権規約違反の違法な行政処分が頻発することが容易に想定されるのである。

5 永住許可ガイドライン案と永住取消ガイドライン案が直接の対象とするのは、永住者（入管法別表第二）であり、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法）は、その対象とされていない。しかしながら、特別永住者の子孫であっても、出生の経緯等により特別永住者の地位を承継しない者は少なくなく、また、特別永住者以外の在留資格で長年日本に生活基盤を築いてきた者も多い。一つの家族の中に特別永住者と永住者とが混在することも、決してまれではない。永住許可ガイドライン案と永住取消ガイドライン案は、こうした家族を分断し、その生活基盤を揺るがすものでもある。

そして、特に在日コリアンについては、その法的地位を一方的に定められ、長らく安定的な在留資格を得ることができず、それが故に著しい人権抑圧状況を強いられた長い苦難の歴史があったのであり、在留権の権利性を否定する永住許可ガイドライン案と永住取消ガイドライン案が公表されるに至っていることについて、極めて強い危機感を抱かざるを得ない。

6 生活の基盤を有する国に、安定して在留することができる権利が保障されることは、あらゆる人権保障の基礎となるものであり、自由権規約第12条第4項もこのような人にとって欠くことのできない重要な人権を保障するものである。このような重要な権利の権利性を否定し、外国人の在留権について「煮て食おうが焼いて食おうが自由」と言わんとばかりの極めて広範な裁量権に基づく恩恵的な地位に過ぎないという見解を公然と示す永住許可ガイドライン案と永住取消ガイドライン案が公表されたことは極めて遺憾である。当協会は、日本社会に定着した外国籍者の法的地位を再び不安定化させる本制度の導入に強く反対するとともに、日本と「密接かつ永続的な関係」を有するものと認めら得る外国籍住民の在留権が自由権規約に基づいて保障される権利であることを前提とした、新たなガイドライン案を策定することを強く求める。

以上